

日本オリエント学会奨励賞内規

- 第1条 この賞は日本オリエント学会奨励賞と称する。
- 第2条 この賞は我が国のオリエント学に関する少壮学者の研究を奨励し、斯学の発展に資することを目的とする。
- 第3条 この賞は前条の目的を達成するために次の規準にもとづき奨励賞（本賞）および奨励金（副賞）を授与する。
1. 授与資格 一般社団法人日本オリエント学会会員であること。
 2. 授与対象 一般社団法人日本オリエント学会の出版物に掲載されたものに限る。
 3. 人員及び金額 毎年1回2名を原則とし、賞状（本賞）ならびに奨励金 式拾萬円（副賞）を授与する。
 4. 授与候補者の銓衡については別に定める細則による。
- 第4条 この事業は一般社団法人日本オリエント学会理事会が運営する。
- 第5条 この賞の奨励金（副賞）は一般社団法人日本オリエント学会の奨励賞基金から支出する。
- 第6条 この賞の授与は一般社団法人オリエント学会当該年度の大会開催日に行う。

日本オリエント学会奨励賞授与銓衡細則

- 1、この賞は前会計年度に一般社団法人日本オリエント学会の出版物に掲載された、会員による優秀な業績を対象として授与する。但し、該当者のないときは授与しない。
- 2、候補者の審査は銓衡委員会がおこない、その結果にもとづき理事会で決定する。
- 3、銓衡委員会は理事会の委嘱する委員若干名をもって構成する。
- 4、受賞者は原則として掲載号の奥付に記された年月日において40歳以下の、本賞を受賞したことがない者とする。ただし、研究歴を考慮する（修士課程入学後18年以内、博士課程入学後16年以内、研究歴には出産・育児休業期間を含まない）。
- 5、この細則は令和7年度以降に掲載された業績に適用する。

昭和54年 3月13日 理事会決定

昭和55年 7月 8日 理事会一部変更

昭和55年 9月 9日 理事会一部変更

昭和 55 年 10 月 14 日	理事会一部変更
平成 19 年 4 月 17 日	理事会一部変更（第 3 条、3）
平成 25 年 4 月 1 日	一般社団法人移行に伴い、会名変更
令和 7 年 4 月 1 日	理事会一部変更（細則、1、4、5）